

## 高齢社会における 金融業の貢献のあり方とは？

金融庁 企画市場局  
市場課長 小森 卓郎



日本では、現在60歳の約4分の1が95歳まで生存すると見られるなど、長寿化が進展している。家計金融資産の約3分の2を高齢世帯が保有しているが、一世帯当りで見ると、高齢世帯の金融純資産は過去20年間横ばいで、増えているわけではない。退職後も継続的に資産運用を行うことや、高齢者が安心して資産活用を行える環境整備が重要となっている。こうしたなか、金融庁では「高齢社会における金融サービス」のあり方について検討を行い、今年7月3日に「中間的なとりまとめ」を公表した。その検討成果や金融機関の取組みに期待することについて、金融庁の担当課長に聞いた。(編集部)

### 高齢世帯で顕在化する 老後の資産リスク

——「中間的なとりまとめ」を公表した狙いは何ですか

金融庁は、高齢社会における金融サービスのあり方を現下の重要な課題の一つと考

え、2017事務年度を通じて継続的に学識経験者、シンクタンク、金融機関、業界団体に対するヒアリングなどを行った。そこでの指摘事項を踏まえつつ、高齢化が進む現状やその課題について整理・分析した内容を今年7月に中間的なとりまとめた。「中間的なとりまとめ」で整理した課題や指摘事項は多岐にわたっている。課題を

解消していくには、関係省庁による取組みや金融機関による自主的な取組み、大学の研究の進展、国民一人ひとりの問題意識の醸成などが必要だ。各方面と広く議論し、取組みを促していく狙いから、「中間的なとりまとめ」を公表した。

——家計金融資産の約3分の2を高齢世帯が保有していますが、どんな問題に直面しているのですか

わが国では、長寿化が進むなか、家計金融資産の約3分の2が高齢世帯によって保有される、いわば「資産の高齢化」が進展している。一方で、一世帯当たりで見ると、高齢の各世帯が保有する金融資産は過去20年間伸びておらず、同時期に金融資産が大きく増加した米国の高齢世帯とは異なる状況にある。

こうしたなか、①資産寿命が生命寿命に

届かない世帯の増加、②老後不安などに起因する過度な節約による資産の計画的な取崩しの阻害、③地方から都市部への資産流出の加速（地方で高齢者が形成してきた資産が都市部で生活する相続人へ移転）、④加齢に伴う認知能力の低下などによる家計の資産構成の硬直化——などのリスクが存在するものと考えている。

また、わが国においては、結婚し、夫婦子ども4人で暮らし、持ち家を購入するという、かつては標準的と考えられてきた世帯が減少している。同様に、非正規雇用の増加、60代以降の就業率の上昇、退職給付額の減少が進むなか、定年まで正規雇用で働き、その後は退職し、退職金を取り崩しながら生活するというかつてのモデルが成り立たなくなるなど、いわゆる「モデルの空洞化」が進んでいると指摘されている。

このような「モデルの空洞化」に加え、退職世代などは、認知機能や身体機能の低下といった心身の状態、資産の保有状況、居住地の選択などさまざまな面で多様となっている。このため、先ほどのリスクへの対応にあたっては、こうした多様性を踏まえることが重要だと考えている。

## 将来キャッシュフローの「見える化」

——こうした問題に対し、金融行政の課題

は何ですか

「長寿化の進展」「資産の高齢化」「モデルの空洞化」といった問題や、「資産寿命の延伸」といった課題に対応していく必要がある。そのためには、各世帯において退職後のプランを踏まえた将来のキャッシュフローの「見える化」を進めるとともに、金融機関の提供する商品・サービスの内容の「見える化」を進めて、一人ひとりが自らの老後に必要な商品・サービスを選択できるメカニズムを実現することが重要ではないか。また、資産寿命の延伸に向け、現役時代から退職後まで一貫した資産形成を行えるようにすること、高齢者が安心して資産の有効活用を行うための環境を整備することなども重要になってくると考えている（図表）。

——金融機関に期待することは

退職世代などの「モデルの空洞化」といった現状を踏まえ、金融機関においては、個々の顧客の将来キャッシュフローの「見える化」を支援することや、提供している商品・サービスが顧客のどのようなニーズに応えるものなのかを「見える化」することを通じて、多様な顧客がそれぞれの状況に合った金融商品・サービスを選択できるメカニズムを実現していくことが期待される。

こうした「見える化」の進展に伴い、多様な顧客のニーズを踏まえた商品・サービス

の提供が必要となってくるため、おのずと既存の業者起点（B to C）のビジネスモデルから、顧客起点（C to B）のきめ細かなサービスを提供するビジネスモデルへの転換が行われていくことになると考えられる。

その際、退職世代などのニーズは必ずしも金融に限られず、家事代行や見守りサービスなどの金融以外の商品・サービスにも及びうることから、金融・非金融サービスの垣根を越えた金融サービス主体や金融以外も含めた地域などのサービス主体との連携も重要となるのではないか。

## きめ細かな投資家保護

——フィナンシャル・ジェロントロジ（金融老年学）の研究に期待が寄せられています

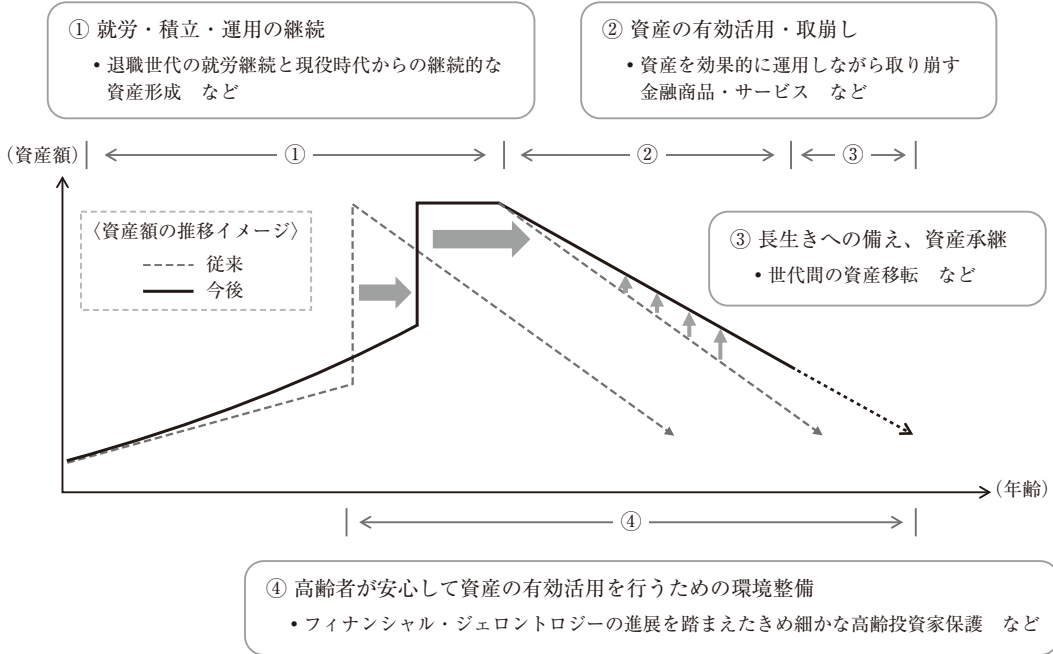
フィナンシャル・ジェロントロジは新しい学問領域であり、決まった定義はないと理解しているが、加齢に伴って生じる諸問題について学際的に研究する学問分野であるジェロントロジの知見を基に、その研究成果を金融へ応用していく学問として言及されることが多いと認識している。

具体的には、わが国においては、加齢による認知能力の低下が金融行動に与える影響などが研究されており、こうした研究成

# ワンポイント・レク

〔図表〕

## 資産額の推移イメージにおける検討の視点



果を活用し、金融商品・サービスの販売の現場において、個々の高齢顧客の認知能力や判断能力に応じた、よりきめ細かな対応がなされることなどが期待される。

—— 資産寿命を伸ばしていくためにはどのような施策が考えられますか

例えば、米国では企業型確定拠出年金（401k）、個人退職口座（IRA）の資産形成を支援する税制などが存在しており、これらを30代の頃から利用できた世代は、それ以前の世代と比べ、多くの金融資産を形成することができた。わが国においても、若いうちからの長期・分散・積立による資産形成を支援する「つみたてNISA」や、個人型確定拠出年金（iDeCo）などの制度が整備

されてきたが、現役時代の資産形成から退職後の運用・取崩しまでシームレスに行えるようにする観点から、iDeCo、つみたてNISAのそれぞれについてさらなる改善などを求める指摘がある。

また、金融リテラシー、認知能力、保有資産額などの面で多様な高齢者が安心して資産を有効活用できるよう、商品のリスク・複雑さに応じた対応を徹底するとともに、認知能力などに応じたきめ細かな投資家保護を図ることが重要だとの指摘もある。さらに、認知能力の低下した高齢者の資産の目減りを防ぐ観点から、後見制度支援信託において、一定の要件のもとで元本保証以外の運用を認めてはどうかなどの指摘もある。こうした指摘に関しては、今後も多岐にわたる関係者と議論を継続し、検討を深めていきたい。

（聞き手・本誌 小林晋也）

こもり たくお

93年東京大学法学部卒、大蔵省入省。09年官房副長官秘書官、11年石川県庁（企画振興部長・総務部長）、14年金融庁総務企画局総務課国際室長、16年総務企画局参事官国際担当、17年総務企画局市場課長、18年7月から現職。